

○宮崎大学教育学部木犀会館使用規程

〔平成 28 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 令和 3 年 3 月 19 日 令和 4 年 1 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部木犀会館（以下「木犀会館」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。

(使用目的)

第 2 条 木犀会館は、宮崎大学（以下「本学」という。）教職員等の会議、研修その他福利厚生のために供することを目的とする。

(使用範囲)

第 3 条 木犀会館は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 本学教職員及び学生が行う諸会議等
- (2) 本学教職員と卒業生との研究会等
- (3) 附属学校園の児童、生徒及び園児の教育指導等
- (4) 附属学校園と P T A との研究会等
- (5) 本学教職員の福利厚生事業
- (6) その他教育学部長が特に適当と認めたもの

(使用期間等)

第 4 条 木犀会館の使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、教育学部長が特に必要と認めた場合は変更することができる。

- (1) 使用期間 1 月 4 日から 12 月 27 日まで（原則として、土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 使用時間 午前 9 時から午後 9 時まで

(使用許可)

第 5 条 本学の教職員が木犀会館を使用しようとするときは、あらかじめ木犀会館使用願（別紙様式 1）を教育学部長に提出するものとする。

2 本学の教職員以外の者が木犀会館を使用しようとするときは、使用予定日の 3 日前までに木犀会館使用申込書（別紙様式 2）を教育学部長に提出し、許可を受けなければならない。

3 教育学部長は、前項の使用を許可した場合は、木犀会館使用許可書（別紙様式 3）を交付するものとする。

4 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用日時を変更したいとき、又は使用を中止しようとするときは、使用日の前日までに教育学部長に申し出なければならない。

(使用料)

第 6 条 使用者は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号財務省理財局長通知）に基づき算定した使用料を、財務部財務課出納係に前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の教職員若しくは学生が使用する場合又は教育学部長

が適当と認める場合は、使用料は徴収しないものとする。

3 既納の使用料は返還しない。

4 使用者は、第1項に掲げる使用料のほか、別に定める雑費を負担しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、木犀会館の施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めるとともに、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により、施設・設備及び備品等を汚損・き損又は滅失したときは、速やかに原状に回復するか、又はそれによって生じた損害の費用を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 木犀会館の管理に関する事務は、学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月18日から施行する。

別紙様式 1

木 犀 会 館 使 用 願			
			年 月 日
宮崎大学教育学部長 殿			
申込者所属 氏 名			
下記のとおり木犀会館を使用したいので願います。			
記			
使用月日	自	年 月 日	時から
	至	年 月 日	時まで
使用目的			
使用（会議等使用）者職名・氏名			
			外 名

別紙様式3

木 犀 会 館 使 用 許 可 書

年 月 日

殿

宮崎大学教育学部長

印

年 月 日付申込のあった木犀会館の使用については、下記のとおり許可
します。

記

使用月日 自 年 月 日 時から			
至 年 月 日 時まで			
使用目的			
使用（会議等使用）者職名・氏名			
外 名			
備 考	使 用 料	雑 費 等	合 計

別紙「木犀会館使用心得」を遵守の上使用のこと。